

滋賀県企業庁公募型プロポーザル方式実施要綱

滋賀県企業庁が発注する水道事業および工業用水道事業に係る調査、設計等の業務についての公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)、滋賀県公営企業会計規程(昭和47年10月16日滋賀県企業庁規程10号。以下「会計規程」という。)および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号。以下「特例規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

1 対象業務

本要綱の対象業務は、「滋賀県企業庁建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱」(以下「特定手続実施要綱」という。)記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が2億4千万円以上のものとする。

2 参加表明書の提出

- (1) 企業庁長は、技術提案書の提出者を選定するため、当該業務に係る特定調達契約競争入札参加有資格者名簿に登録されている者を対象として、本手続への参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書」という。)の提出を求めるものとする。
- (2) 参加表明書の提出期限は、原則として、5(1)の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

3 参加表明書の内容

参加表明書には、当該業務の特性に応じて知事が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号) その他の登録規定に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種または類似業務の実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他企業庁長が必要と認める事項

4 手続開始の公告

- (1) 企業庁長は、参加表明書の提出を求める場合には、次に定める事項について、県公報、掲示等により公告するとともに、その概要を公表するものとする。
 - ①業務の概要(業務名、業務内容および履行期限)
 - ②技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準
 - ③技術提案書を特定するための評価基準

- ④説明書の交付期間、場所および方法
- ⑤参加表明書の提出期限、場所および方法
- ⑥技術提案書の提出期限、場所および方法
- ⑦関連情報を入手するための紹介窓口
- ⑧その他企業庁長が必要と認める事項

(2) (1) の公告は、別添1の公告例によるものとする。

5 説明書の交付

(1) 4 (1) の公告後速やかに、次に定める事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

- ①業務の概要
- ②参加表明書の作成様式および記載上の留意事項
- ③参加表明書の提出期限、場所および方法
- ④説明書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間およびその回答方法
- ⑤技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準
- ⑥非選定理由に関する事項
- ⑦技術提案書の作成様式および記載上の留意事項
- ⑧技術提案書の提出期限、場所および方法
- ⑨技術提案書を特定するための評価基準
- ⑩非特定理由に関する事項
- ⑪苦情申立てに関する事項
- ⑫書類等の作成に用いる言語、通貨および単位
- ⑬公告の写し、契約書案、仕様書案
- ⑭支払条件
- ⑮その他企業庁長が必要と認める事項

(2) (1) の事項ならびに次に掲げる事項を説明書において明らかにするものとする。

- ①参加表明書および技術提案書は、説明書において示す様式により作成すること
- ②提出期限までに参加表明書を提出しなかった者および技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないこと
- ③参加表明書および技術提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とすること
- ④提出期限以降における参加表明書および技術提案書の差し替えおよび再提出は認めないこと
- ⑤提出された参加表明書は、返却しないこと
- ⑥提出された参加表明書および技術提案書は、提出者に無断で使用しないこと

⑦参加表明書および技術提案書に記載した予定技術者は、病床、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更することはできないこと

⑧参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書および技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止基準に基づく指名停止を行うことがあること

(3) (1) および(2)に掲げる説明書は、別添2の説明書例によるものとする。

6 技術提案書の提出者の選定

(1) 企業庁長は、4 (1) の公告および5 (1) の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5者程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。

(2) (1) の通知から技術提案書の提出までの期間は、原則として40日間以上とするものとする。

(3) 企業庁長は、技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準の決定ならびに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、滋賀県建設工事等契約審査委員会を活用するものとする。

(4) 技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準は、3に掲げる事項について定めるものとする。

7 非選定理由の説明

(1) 企業庁長は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかったものに対して、選定しなかった旨および選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。

(2) (1) の通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して7日（滋賀県の休日定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、企業庁長に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

(3) 企業庁長は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

(4) (1) から(3)までに掲げる事項については、5 (1) の説明書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。

(5) (1) の通知は、6 (1) の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、4 (1) の公告および5 (1) の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準の各項目のいず

れの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。

8 特定手続実施要綱の準用

技術提案書の特定手続その他本要綱に定めのない事項については、特定手続実施要綱によるものとする。

9 苦情申立て

本手続における技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、滋賀県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる旨を、5（1）の説明書において明らかにするものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

(別添1) (簡易) 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告例

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 年 月 日

滋賀県企業庁長 ○○ ○○

滋賀県告示第 号

1 業務概要

(1) 業務名 平成○年度 第○号 ○○○基本設計業務

(2) 業務内容

(3) 履行期間 平成○年○月○日

2 参加資格、選定基準および評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

①施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

②当該業務に係る特定調達契約競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること（業務種別等を明示することができる。）

③滋賀県知事から建設工事等指名停止基準（昭和61年10月20日制定）第2条第1項に基づく指名停止を受けている期間中でないこと

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

①同種または類似業務に係る実績

②登録を受けている事業の状況

③専門分野別技術職員の状況

④担当予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況

⑤再委託または技術協力の予定

(3) 技術提案書の特定のための評価基準

①会社の業務経歴

同種または類似業務に係る実績、専門分野別技術職員の状況

②技術職員の経験および能力

予定管理技術者の資格・経験・手持ち業務の状況・業務成績

③業務実施方針および手法

説明書の理解度、実施方針の妥当性、提案の的確性、独創性、実現性、工程計画および動員計画の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

〒○○○-○○○○ 滋賀県○○市○○町○-○-○ 滋賀県企業庁○○課
電話 ○○○○

(2) 説明書の交付の期間、場所および交付方法

- ①期間 平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで
- ②場所 （１）に同じ
- ③方法 交付にあたっては、実費を徴収するものとする。【実費を徴収する場合】
- (3) 参加表明書の提出期限、場所および方法（参加表明書は持参すること）
 - ①期間 平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで
 - ②場所 （１）に同じ
- (4) 技術提案書の提出期限、場所および方法（技術提案書は持参すること）
 - ①期間 平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで
 - ②場所 （１）に同じ

4 その他

- (1) 手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要。
- (3) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ。
- (5) 詳細は説明書による。

5 Summary

- (1) Classification of the services to be procured :
- (2) Subject matter of the contract :
- (3) Time-limit to express interests :
- (4) Time-limit for the submission of proposals :
- (5) Contact point for documentation relating to the proposal :

(別添2) ○○業務説明書例

○○業務に伴う業務委託契約に係る公告に基づく手続については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、滋賀県公営企業会計規定（昭和47年10月16日滋賀県企業庁規定10号。以下「会計規定」という。）および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号。以下、「特例規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 公告日 平成○年○月○日

2 契約担当者 滋賀県企業庁長 ○○ ○○

3 担当部局

〒○○○-○○○○ 滋賀県○○市○○町○-○-○

滋賀県企業庁○○課○○係

電話○○、FAX○○

4 業務の概要

(1) 業務の目的

(注：プロポーザル方式の技術提案書提出要請書例1(1)と整合)

(2) 業務の内容

(注：特記仕様書(案)と整合)

(3) 業務実施上の条件

(注：プロポーザル方式の技術提案書提出要請書例1(5)と整合)

(4) 成果品

(注：特記仕様書(案)と整合)

(5) その他

①本業務の契約書(案)および特記仕様書(案)は別添-○のとおりである。

②本業務の支払条件は以下のとおり予定している。

(注：前払い金の比率等必要事項を記載すること)

5 参加表明書の作成様式および記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は別添3のとおりとし、規格はA4判とする。

(2) 記載上の留意事項

①保有する技術職員の状況

1人の職員が2以上の業務に従事する場合は、主たる業務のみに記載に、重複記入は行わないものとする。また、有資格者数の前に資格名称を記載するものとする。

(注：専門分野は説明書作成者が設定し、様式に記載すること)

②同種または類似業務の実績

実績を求める同種または類似業務の分野は業務分野欄に示すとおりであり、記載の対象とする業務は過去 5 年間に完了したものとし、(各分野の) 記載件数の上限は〇件とする。

(注：実績を求める分野は説明書作成者が設定し様式に記載すること)

③業務の実施体制

(予定管理技術者)

- ・予定管理技術者 1 名について記載するものとする。

(予定管理技術者の現在の手持ち業務)

- ・履行中の全業務（発注者が滋賀県以外の業務も含む。）を記載するものとする。
- ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。
- ・プロポーザル方式による本業務以外の業務の予定技術者として技術提案書を提出中の業務がある場合は記載対象とし、業務名の後に「提出中」と明記するものとする。

④再委託または技術協力等の予定

⑤建設業者または製造業者との関係

6 参加表明書の提出期限、場所および方法

- (1) 申請書および資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (2) 提出先：3に同じ
- (3) 提出期限：平成〇年〇月〇日（〇）午後〇時

(注：提出期限は原則として、説明書の交付を開始した日の翌日から 10 日とする。)

7 説明書に対する質問の受付および回答

- (1) 質問は、次に従い、文書（様式は自由、ただし規格は A4 判）を持参または郵送することにより受けつける。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話および FAX 番号を併記するものとする。

①質問の受付担当窓口：3に同じ

②質問の受付期間：平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）まで

(持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで)

- (2) (1) の質問に対する回答は、質問を受理した日から 7 日間（休日を含まない。）以内に質問者に電送するほか、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：3に同じ

②閲覧期間：回答の翌日から技術提案書提出期限の前日までの午前〇時から午後〇

時まで

8 技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価事項
1 有資格者登録	当該業務に係る一般競争参加資格または指名競争参加資格の認定を受けているか
2 登録状況	当該業務の専門分野に該当する部門において登録されているか
3 専門分野別技術職員の状況	必要な専門分野の全てに専門技術職員を有しているか
4 同種または類似業務の実績	設定した業務分野全てに対して実績があるか
5 業務の実施体制	予定管理技術者の資格・経歴等
	再委託する業務の内容および範囲の予定
	学識経験者等の技術協力の動員予定
6 建設業者等との関係	過去に関連する業者が関連工事を受注していないか

技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。

9 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、企業庁長から通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、企業庁長に対し、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、次に従い、書面（様式は自由）により、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）について説明を求められることができる。

①提出期限：平成〇年〇月〇日（〇）午後〇時

②提出場所：3に同じ

③その他：書面は持参することにより提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(3) 企業庁長は、説明を求められたときは、平成〇年〇月〇日（説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 技術提案書の作成および記載上の留意事項

（プロポーザル方式の技術提案書提出要請書例1（1）と整合）

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添〇～〇のとおりとする。なお、規格はA4判とし頁数は〇枚以内とする。

(2) 記載上の留意事項

① 予定技術者の経験等

- ・ 手持ち業務の状況の記載上の留意事項は5 (2) ③によるものとする。
- ・ 同種または類似業務の範囲は5 (2) ②の分野とする。
- ・ 担当技術者は、代表担当技術者を1名記載する。

② 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、〇〇円（税込み）以内としている。

③ 書類の作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

④ その他

設計手法、施工方法等について新技術の導入が可能な場合は、その概要を記載するものとする。

11 技術提案書の提出期限、場所および方法

(1) 提出方法：〇部を持参するものとする。

(注：提出先の地理的条件により郵送とすることができる。)

(2) 提出先：3の提出先と同じ

(3) 提出期限：平成〇年〇月〇日 〇〇時

(注：技術提案書提出依頼からの期間は、原則として40日間とする。)

12 技術提案書を特定するための評価基準

(注：別添のプロポーザル方式の技術提案書提出要請書例の4に同じ。)

13 非特定理由に関する事項

(注：別添のプロポーザル方式の技術提案書提出要請書例の8に同じ。)

14 苦情申立てに関する事項

(1) 本手続きに基づく技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定その他の手続きに不服のある者は、滋賀県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

(2) 上記の連絡先は以下のとおりとする。

滋賀県会計管理局管理課 電話 077-528-4310

15 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出することができないものとする。

(2) 参加表明書および技術提案書の作成および提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出期限以降における参加表明書および技術提案書の差し替えおよび再提出は認めない。

- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 提出された参加表明書および技術提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書および技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。